

改正

平成12年 3 月22日告示第18号

平成15年 1 月15日告示第 1 号

平成24年12月 3 日告示第154号

令和元年 7 月 2 日告示第38号

上山市工事請負業者指名停止規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、上山市財務規則（平成 7 年規則第18号）第103条第 2 項に定める指名競争入札参加者登録簿に登載されている者（建設工事に関する登載者に限る。以下「有資格業者」という。）に対し、指名停止の理由に該当するものを一定期間指名選定から除外（以下「指名停止」という。）することについて、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止の理由及びその期間)

第 2 条 有資格者が別表指名停止基準に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

(指名通知の取消し)

第 3 条 有資格業者に対して指名停止の決定をしたときは、当該決定の日以前に行った指名選定のうち、入札が未執行のものについては、これを取り消すものとする。

(下請負人の指名停止)

第 4 条 有資格業者である元請負人に指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(事業協同組合及び共同企業体に対する措置)

第 5 条 有資格業者である事業協同組合及び共同企業体（以下「事業協同組合等」という。）について指名停止を行うときは、当該事業協同組合等の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該事業協同組合等の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 指名停止に係る有資格業者を構成員に含む事業協同組合等については、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止事由の競合)

第 6 条 有資格業者が一の事案により別表各項の措置要件の 2 以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指

名停止の期間の短期及び長期とする。

(指定停止事由の異時競合等)

第7条 有資格業者が指名停止期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、更に指名停止の事由に該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、別表各項に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止期間が1月に満たない場合は、この限りでない。

(指名停止期間の短縮及び延長)

第8条 有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項に規定する指定停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

2 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第6条の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

(指名停止期間の変更)

第9条 指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び第6条から第8条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

第10条 指名停止期間中の有資格業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の繰越適用)

第11条 有資格業者に対して指名停止を行った期間が当該有資格業者の登録期間の残日数を超える場合においては、その超える期間に相当する期間を再登録時から引き続き指名停止とする。

(事故等の報告)

第12条 各課等の長は、有資格業者について指名停止の事由があると認めるときは、直ちに市長に報告しなければならない。指名停止期間中の有資格業者に対し指名停止期間を短縮し、又は延長し、若しくは指名停止の解除をすることが相当と認められるときも同様とする。

(審査及び決定)

第13条 市長は、前条による報告を受けたときは、直ちに上山市工事指名競争入札参加者審査委員会規程（平成6年訓令第12号）に定める工事指名競争入札参加者審査委員会（以下「指名審査会」という。）に諮って指名停止の可否及び指名停止期間について決定するものとする。

(指名停止等の通知)

第14条 前条に基づき指名停止を決定したとき、第9条の規程により指名停止の期間を変更したとき又は第10条の規程により指名停止の解除を決定したときは、当該有資格

業者に対しそれぞれ指名停止通知書（様式第1号）、指名停止期間の変更通知書（様式第2号）又は指名停止期間の解除通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 2 前項の規定により指名停止等の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本市の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（下請負の禁止）

第15条 指名停止期間中の有資格業者は、本市が発注した工事の下請負人となることができない。

（随意契約の相手方の制限）

第16条 有資格業者が指名停止を受けている期間中は、当該有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

（災害等による指名停止の特例）

第17条 災害等により応急仮工事など緊急に施工を要する工事又は特殊な技術を要する工事等やむを得ない事由があると認めるときは、指名停止期間中の有資格業者であっても、指名審査会に諮って指名することができるものとする。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第18条 有資格業者が指名停止の事由に該当すると認められる場合において、情状酌量すべき顕著な事由があると認められるときは、指名審査会に諮って「厳重注意」をもって指名停止に代えることができる。

（他の業者に対する指名停止）

第19条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の規定により行う随意契約に参加する者又は設計、測量、調査、製造及び運搬の委託若しくは請負に参加する者又は物品の買入れその他契約に参加する者の指名停止については、この規程の例により行うものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月22日告示第18号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年1月15日告示第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月3日告示第154号）

この約款は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月2日告示第38号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表

指名停止基準

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 本市が発注する工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格審査申請書、競争参加資格審査資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当と認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上12月以内
(過失による粗雑工事) 2 本市と契約した請負契約に関する工事（以下「市発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1月以上12月以内
3 本市内における工事で前項に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
(契約違反) 4 第2項に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上8月以内
(公衆損害事故) 5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上3月以内
(工事関係者事故) 7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以内
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合	当該認定をした日から 2週間以上2月以内

において、当該事故が重大であると認められるとき。 (贈賄)	
9 次のア、イ又はウに掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員」と総称する。） イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事業所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員」という。） ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの	逮捕又は公訴を知った日から 12月以上24月以内 9月以上18月以内 6月以上12月以内
10 次のア又はイに掲げる者が、本市以外の他の公共機関の職員（国、地方公共団体及び公社・公団等の職員をいう。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員 イ 一般役員 (独占禁止法違反行為)	逮捕又は公訴を知った日から 9月以上18月以内 6月以上12月以内
11 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 6月以上12月以内
12 市の施工に当たり、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (競売入札妨害又は談合)	当該認定をした日から 9月以上18月以内
13 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次項に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 6月以上12月以内
14 市工事の施工に当たり、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (暴力団の排除)	逮捕又は公訴を知った日から 9月以上18月以内

15 有資格業者である個人又は有資格業者の役員が上山市暴力団排除条例（平成24年上山市条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であるとき又は暴力団員等が有資格業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるときまで。
16 有資格業者である個人又は有資格業者の役員が、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条各号に掲げる行為に協力し、又は関与していると認められるとき。	当該認定をした日から3月以上12月以内
17 有資格業者である個人又は有資格業者の役員が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用していると認められるとき。	当該認定をした日から3月以上12月以内
18 有資格業者である個人又は有資格業者の役員が、暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	当該認定をした日から3月以上12月以内
19 下請契約の相手方（法人の場合はその役員）が、暴力団員等であること又は暴力団員等が実質的に経営している業者であることを知りながら、その業者と下請契約又は、原材料等の購入契約を締結していると認められるとき。	当該認定をした日から3月以上12月以内
20 暴力団員等から不当介入を受けていたにも関わらず、正当な理由なく、本市への報告及び所轄の警察署に通報しなかったと認められるとき。 （不正又は不誠実な行為）	当該認定をした日から1月以上3月以内
21 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上12月以内
22 前各項に掲げる場合のほか、代表役員が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定により罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （建設業法違反行為）	当該認定をした日から1月以上12月以内
23 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、有資	当該認定をした日から

格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3月以上12月以内
24 前項に掲げる場合のほか、山形県内において、建設業法の規定に違反し、監督処分がなされ、工事の請負契約の相手方として不適当と認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内

様式第1号

年 月 日

様

上山市長 氏 名

指 名 停 止 通 知 書

上山市工事請負業者指名停止規程に基づき、下記のとおり決定したので通知する。

なお、今後再びこのような事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、必要な改善措置をとられたい。

記

1 指名停止業者

2 指名停止の理由

3 指名停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

様

上山市長 氏 名

指名停止期間の変更通知書

年 月 日付け 第 号で指名停止の通知をしたところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止期間を変更したので通知する。

記

1 指名停止期間変更の理由

2 変更前の指名停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 変更後の指名停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

様

上山市長 氏 名

指名停止期間の解除通知書

年 月 日付け 第 号で指名停止の通知をしたところであるが、下記理由により、当該指名停止を解除したので通知する。

記

指名停止解除の理由